
史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画

発行日 令和8(2026)年 月 日

編集・発行 川崎市教育委員会

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2111 (代表)

印 刷

(案)

史跡橘樹官衙遺跡群 第2期整備基本計画

令和8(2026)年 月
川崎市教育委員会



千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕から武蔵小杉（南東）方面を望む



史跡橋樹官衙遺跡群の一部に整備された橋樹歴史公園の復元倉庫（南西から）

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川本町3丁目に所在する史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（以下「第2期整備基本計画」という。）である。
- 2 今回策定する第2期整備基本計画は、平成31（2019）年1月に策定した史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（以下「第1期整備基本計画」という。）の改定版である。
- 3 史跡橘樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡から構成される。千年伊勢山台遺跡は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という、近年の川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠し、「千年+伊勢山台」から命名している。ただし、千年伊勢山台遺跡で橘樹郡家跡が発見される以前（平成8（1996）年以前）に実施された発掘調査は、「千年伊勢山台北遺跡」、「伊勢山台遺跡」、「伊勢山台東遺跡」、「千年蟻山遺跡」・「影向寺南遺跡」と各調査毎に異なる遺跡名称が付されているが、すでに報告書が刊行されているため、名称の変更は行っていない。

影向寺遺跡の遺跡名称についても、各調査毎に異なる遺跡名称が付され混乱をきたしていた経緯から、平成19（2007）年度に刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」の中で、川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が遺跡の名称を「影向寺遺跡」に統一することを示し、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査とし、それ以降実施された調査を第2次から順番に調査次を付した（河合・伊東2008）。ただし、千年伊勢山台遺跡同様、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に市教委が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年の影向寺薬師堂保存修理工事に際し実施した薬師堂基壇部の確認調査については、すでに報告書が刊行されているため、これまでの名称を用いている。
- 4 千年伊勢山台遺跡においては古代武蔵国橘樹郡の役所跡が発見されているため、本遺跡のうち古代橘樹郡の役所である橘樹郡家が所在した時期の遺跡については特に「橘樹郡家跡」と呼称している。また、第1期整備基本計画では、橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡から影向寺遺跡にかけて官衙関連施設が広範囲に広がっていることから、便宜上、字境等で、影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、伊勢山台・蟻山ゾーン、谷戸ゾーンと地区区分していたが、第2期整備基本計画では、概ね判明した橘樹郡家の主要施設の配置・構造等に基づき、東から正倉院ゾーン、郡庁ゾーン、館・厨家ゾーン、古代寺院ゾーンという地区区分に変更した。
- 5 第2期整備基本計画の策定については、市教委が主体となり実施した。
- 6 第2期整備基本計画の策定については、川崎市附属機関設置条例に基づき設置している「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」（以下「調査整備委員会」という。）の指導・助言を受けるとともに、文化庁文化資源活用課・文化財第二課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の助言を受けた。
- 7 本書の執筆は、市教委事務局生涯学習部文化財課が行った。

目次

例言

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	4
第3節	計画の対象範囲	4
第4節	計画期間	5
第5節	委員会等における検討経過	5
第6節	上位関連計画と本計画との関係	7
第2章	史跡を取りまく環境	8
第1節	自然的環境	8
第2節	歴史的環境	9
第3節	社会的環境	11
第4節	史跡指定地の状況	14
第3章	史跡橘樹官衙遺跡群の概要	16
第1節	指定に至る経緯	16
第2節	指定の状況	16
第3節	橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果	19
第4節	遺跡群における保存整備状況	22
第4章	整備の方針と目標	25
第1節	基本方針	25
第2節	整備目標	25
第5章	整備の基本計画	26
第1節	地区区分と地区別整備計画	26
第2節	遺構に関する整備	32
第3節	動線に関する整備	33
第4節	地形造成に関する整備	34
第5節	修景及び植栽に関する整備	34
第6節	施設に関する整備	35
第7節	史跡の公開・活用	37
第8節	史跡の管理・運営	38

第6章	史跡整備計画	40
第1節	第1年次	40
第2節	第2年次	41
第3節	第3年次	41
第4節	第4年次	41
第5節	第5年次	42
第6節	第6年次	42
・	卷末資料	45
資料1	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	46
資料2	史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準	47

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡橘樹官衙遺跡群は、武蔵国橘樹郡の役所跡が確認されている千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕とその西側に隣接して造営された古代寺院跡が確認されている影向寺遺跡から構成される官衙遺跡である（第1・2図）。遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27（2015）年3月10日に川崎市初の国史跡に指定された。

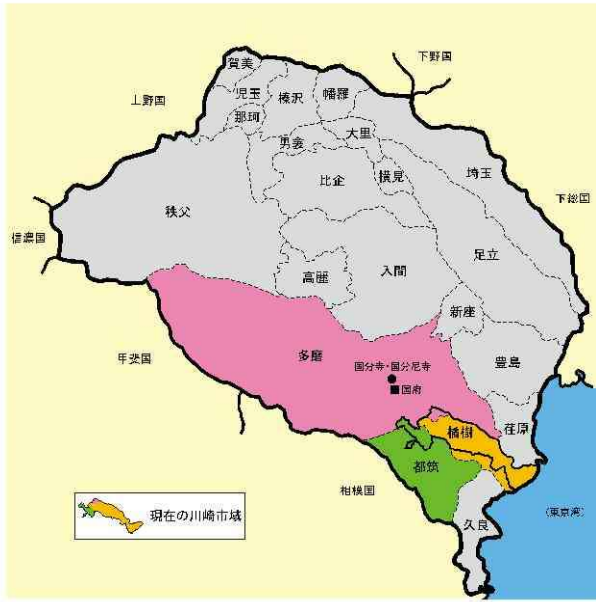
橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕については、国史跡指定を目指す過程で、本市の貴重な歴史文化遺産として、今後の保存・整備・活用の推進を図っていくため、平成24（2012）年度に「橘樹郡衙推定地保存活用の基本的な考え方について」（以下「基本的な考え方」という。）を政策調整会議に諮り、政策決定した。その基本方針は、次の3点である。

- 1 橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める。
- 2 橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組を進める。
- 3 国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る。

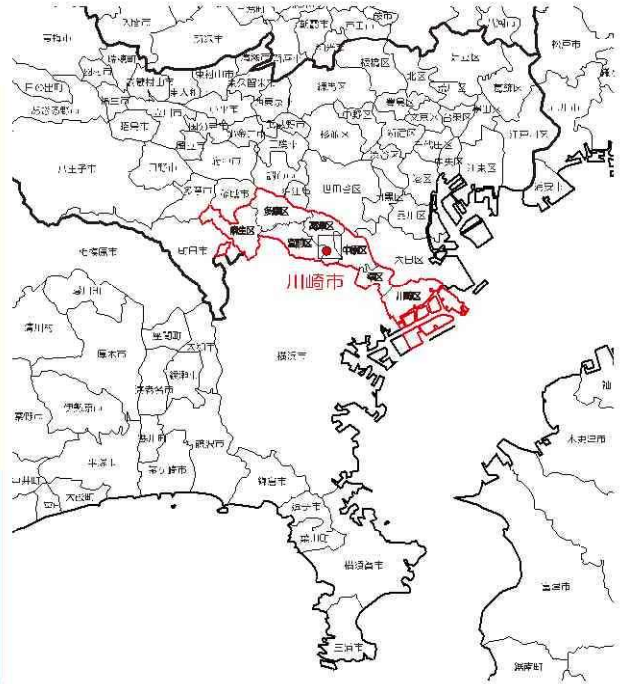
この政策決定を受け、市教委では、平成25（2013）年度に有識者による橘樹郡衙調査指導委員会を設置し、その指導・助言を受け、国史跡指定を目指した取組を進めるとともに、地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に「川崎市文化財保護活用計画」を策定した。また、国史跡指定後は、平成27（2015）年度に橘樹郡衙調査指導委員会を調査整備委員会に改編し、史跡の保存・整備について指導・助言を行う整備部会を新たに設置した。そして、この整備部会を中心に、史跡橘樹官衙遺跡群の将来にわたる保存整備・活用の基本的な方針を定めた「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」（以下「第1期保存活用計画」という。）を平成30（2018）年2月に策定した。また、この第1期保存活用計画に基づき、平成30（2018）年1月に第1期整備基本計画を策定した。

第1期整備基本計画は、令和元～3（2019～2021）年度を第1期、令和4～6（2022～2024）年度を第2期、令和7～10（2025～2028）年度を第3期とする10年間の短期計画を定め、その第1期整備を令和元（2019）年度から開始したが、文化庁が主催する復元検討委員会での検討・審査、ウクライナ戦争の影響による資材不足や価格の高騰等により計画期間の変更が必要となり、当初計画から2年遅れて、令和6（2024）年2月に短期計画第1期の史跡整備が完成した。そして、令和6（2024）年5月18日、史跡整備が完了した範囲を「橘樹歴史公園」として市民に供用を開始した。

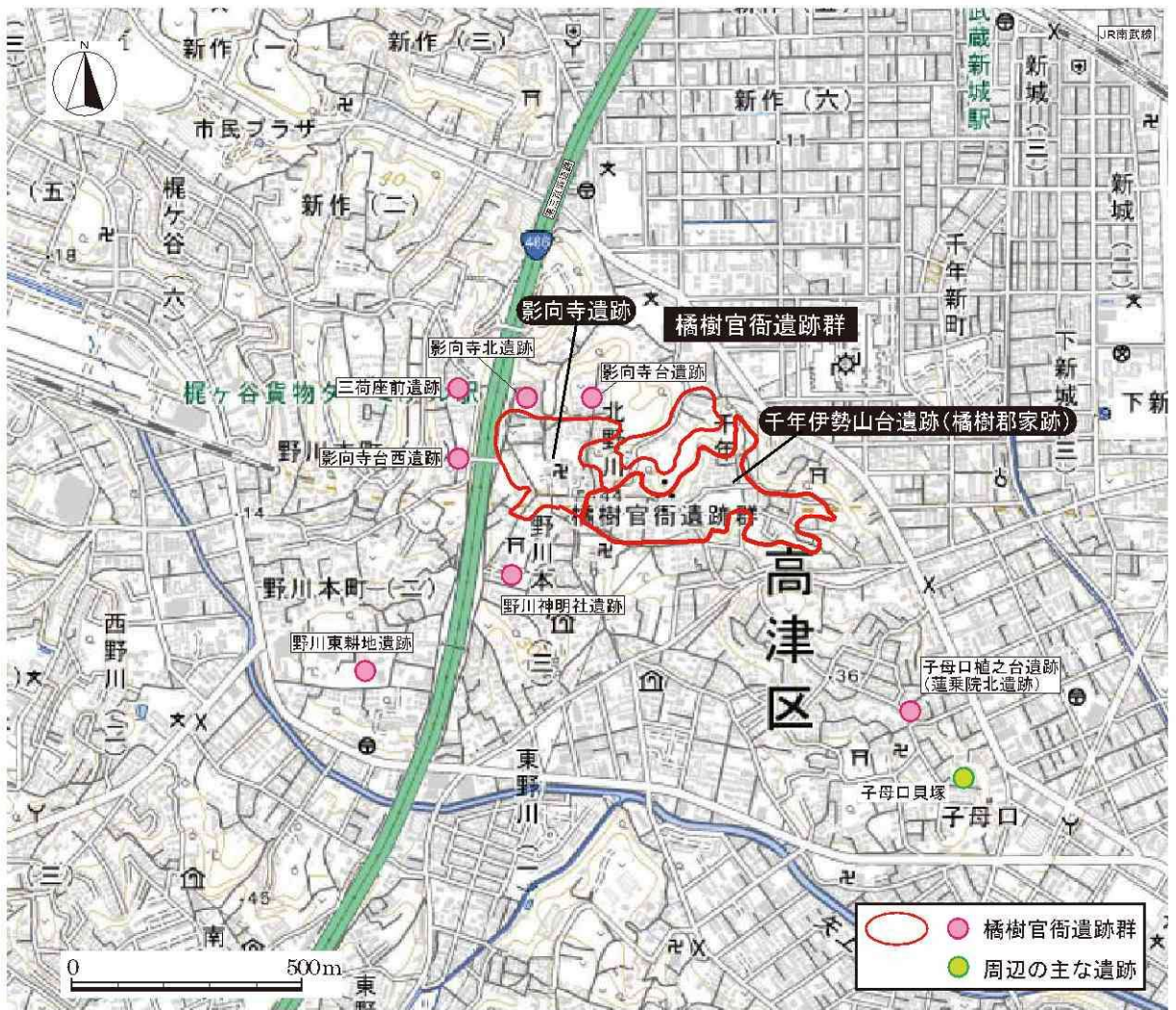
しかし、国史跡指定後、継続的に進めてきた橘樹官衙遺跡群確認調査事業により、郡家正倉院の建物配置等について新たな所見が得られたことで、第1期整備基本計画の整備計画と異なるこ



武蔵国における現在の川崎市域



神奈川県・東京都の中の川崎市

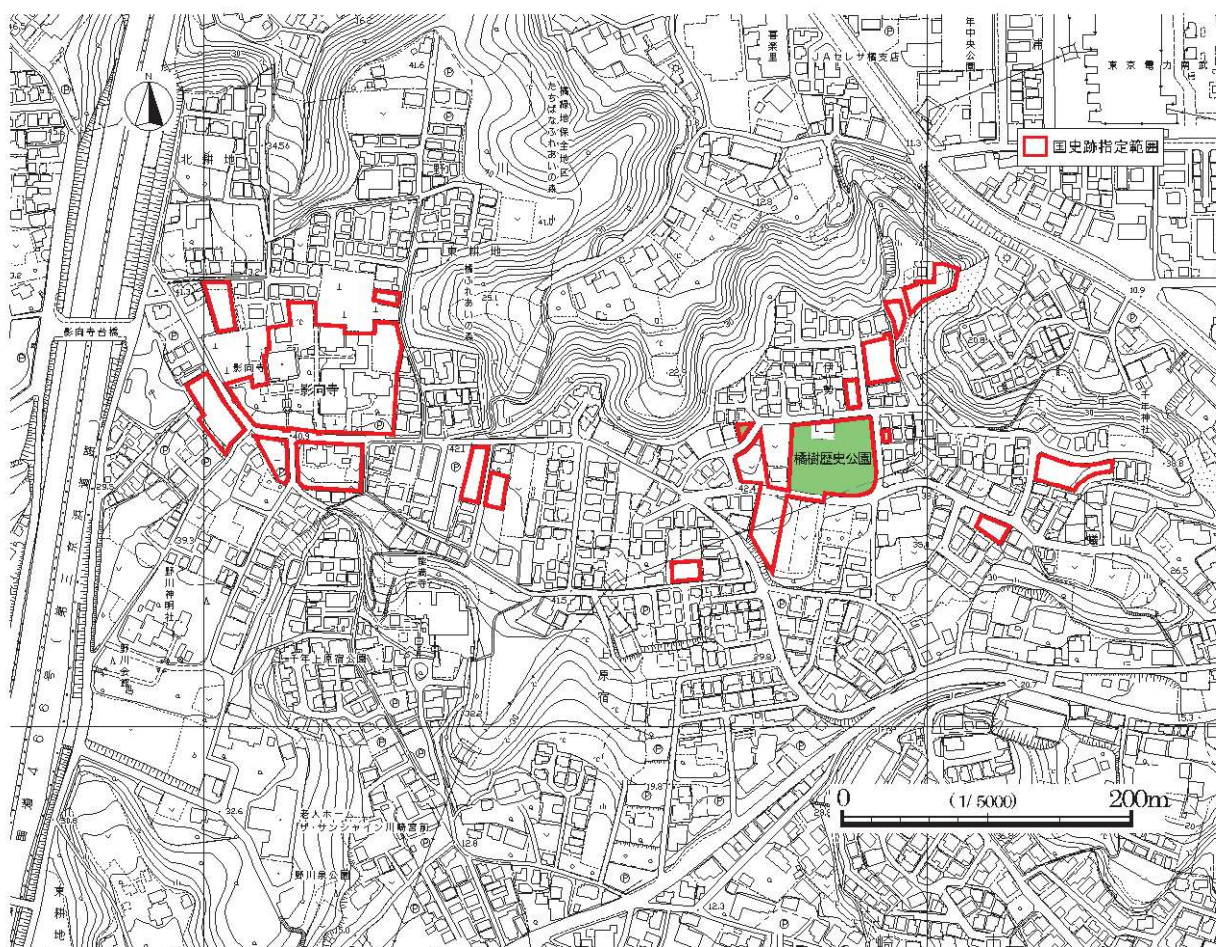


第1図 遺跡群広域位置図

とが明らかになった。また、第1期整備基本計画策定後、史跡指定地について土地の取得が大きく進んだことに比例して、史跡整備に基づく具体的な整備計画を決定していない土地も増加してきたため、調査整備委員会等において、これら新たに取得した土地についても、早い段階で市民の利活用を図る必要があると指導・助言を受けた。さらに、市役所内部からも同様の意見が出されたことから、第1期整備基本計画の改定を図ることになった。そのため、計画していた第1期整備基本計画短期計画第2期・第3期の整備についても改めて検討を行うことになり、史跡整備が完了した橘樹歴史公園を除き、第1期整備基本計画で示していた橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーンに位置する橘樹歴史公園北東側での史跡整備及び橘樹郡家跡上原宿ゾーンでの史跡整備、ガイダンス施設・トイレの設置等については、実施することができなかった。

こうした状況を踏まえ、第1期整備基本計画の改定にあたっては、原則、整備の基本方針や整備目標等は第1期整備基本計画を踏襲し、主として史跡整備の内容及び年次計画等を改定することとした。第2期整備基本計画の決定に際しては、調査整備委員会や文化庁の指導・助言を受けつつ、副市長を座長とする橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）及び課長級で構成される幹事会で検討を行った。

なお、史跡の保存・整備・活用については、地域や市民との連携・協働が不可欠であるため、第2期整備基本計画策定案の作成に際し、市民意見募集（パブリックコメント）を実施する等、地域や市民の意向が反映されるよう手続上の配慮を行った。



第2図 遺跡群位置図

第2節 計画の目的

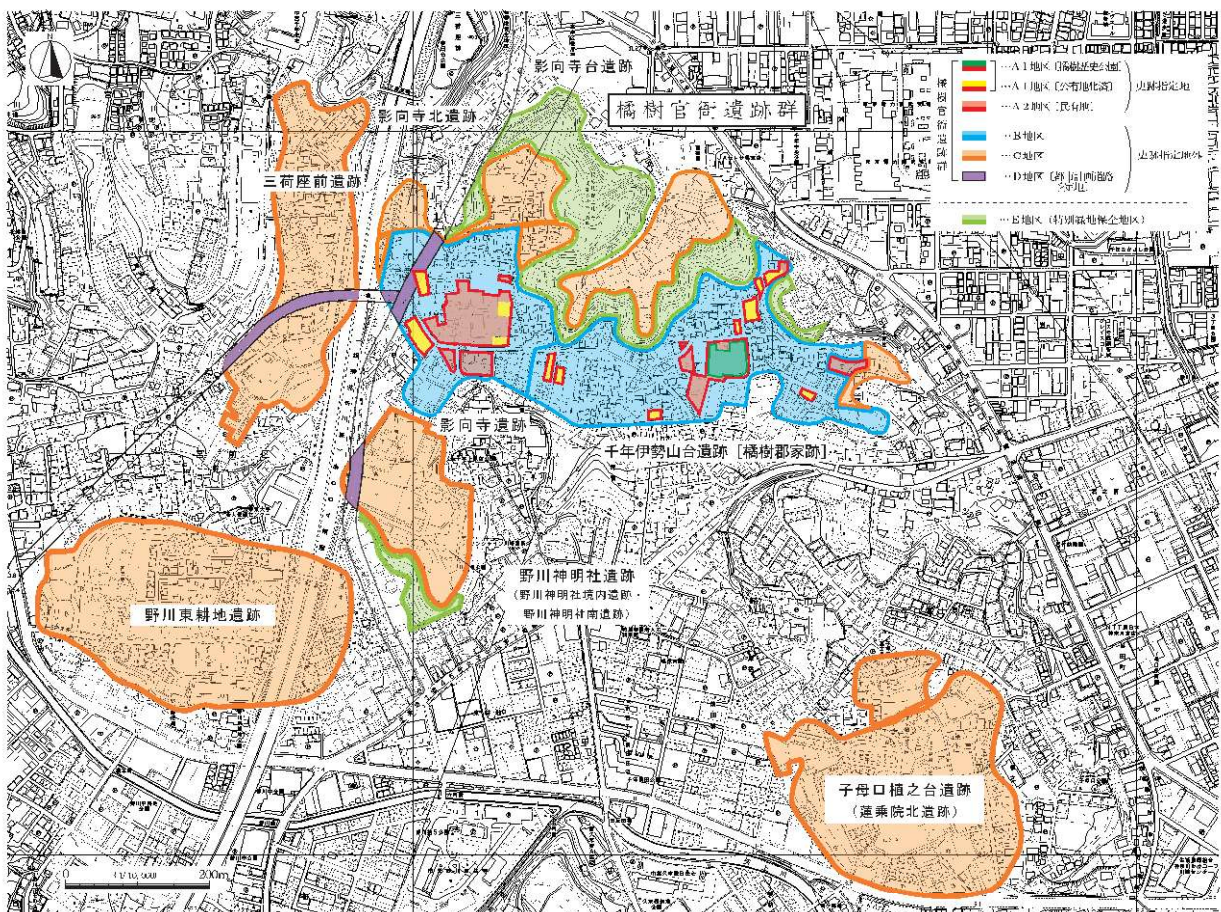
史跡橋樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を通じ、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るため、史跡橋樹官衙遺跡群の保存・整備に関する第2期整備基本計画を定める。

また、遺跡群の内容や周辺の遺跡・文化財等を理解するための説明板・案内板等の充実、トイレ等の便益施設の設置、遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースの確保、公有地化の進展に応じた段階的な整備方法の検討等、史跡橋樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という。）で示した課題を解決するため、本計画を策定する。

第3節 計画の対象範囲

橋樹官衙遺跡群は、本来、川崎市高津区子母口から宮前区野川本町にかけて所在する子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）、千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕、影向寺遺跡、影向寺台遺跡、影向寺北遺跡、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡、三荷座前遺跡といった、古代官衙に関連する遺構・遺物が確認されている遺跡の総称であるが、この中で遺跡の一部が国史跡に指定されている千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕と影向寺遺跡を「史跡橋樹官衙遺跡群」と呼称している。

第2期整備基本計画の対象範囲は、第2期保存活用計画の地区区分A1地区にあたる史跡指定地であるが、将来的な整備イメージについては、B地区も含むものとする（第3図）。



第3図 第2期保存活用計画における橋樹官衙遺跡群における地区区分図

第4節 計画期間

第2期整備基本計画の対象期間は、令和8（2026）年度から令和19（2037）年度までの12年間とする。

なお、第2期整備基本計画の計画期間終了に合わせ、国史跡の追加指定及び公有地化の進展並びに橋樹官衙遺跡群における発掘調査成果の蓄積等を踏まえ、史跡整備内容等の再検討を行い、第3期整備基本計画を策定していく。

第5節 委員会等における検討経過

（1）専門委員会

前述したように、本市では、史跡橋樹官衙遺跡群における調査・研究、保存・整備・活用の指導・助言を得るため、学識者等で構成される専門委員会として調査整備委員会を設置している。第2期整備基本計画の策定にあたっては、この調査整備委員会において、専門的な立場から客観的な意見や指導・助言等を受けた。また、調査整備委員会には、調査・研究等を扱う調査部会、史跡の保存・整備等を扱う整備部会の2つの専門部会を置いている。

整備基本計画改定版の策定に関する検討については、主に整備部会で行い、オブザーバーとして文化庁や神奈川県教育委員会が参加した。

[調査整備委員会名簿（令和7（2025）年度）]

（委員）

委員氏名	所属・役職等	部会
佐藤 信	東京大学名誉教授	調査部会・整備部会(古代史)【委員長】
田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	調査部会・整備部会(考古学)【副委員長】
青木 敬	國學院大学文学部教授	調査部会(考古学)
小澤 毅	三重大学名誉教授	調査部会(考古学)
大橋 泰夫	島根大学名誉教授	調査部会(考古学)
箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部長	調査部会(建築学)
鹿野 陽子	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授	整備部会(造園学上級)
松田 陽	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	整備部会(文化資源学)
御堂島 正	大正大学名誉教授・特選教授、川崎市文化財審議会委員	整備部会(考古学)
山田 晋	東京農業大学農学部教授	整備部会(植物学・多様性)

（オブザーバー）

文化庁文化財第二課(埋蔵文化財部門、史跡部門)
文化庁文化資源活用課(整備部門)
神奈川県教育委員会教育局文化遺産課(埋蔵文化財グループ、調整・世界遺産登録推進グループ)

（事務局）

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

(2) 橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会

平成29（2017）年度に策定した保存活用計画の素案・最終計画案等を検討するにあたり、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るため、調査整備委員会の指導・助言のもと、平成28（2016）年度に副市長を座長とした局長級で組織する庁内検討委員会を設置するとともに、庁内検討委員会の下に課長級で組織した作業部会である幹事会を設置したが、第2期整備基本計画の策定に際しても、この庁内検討委員会及び幹事会で検討を行った。

(委員)

	所属・役職等	氏名等	所属・役職等
議長	副市長	委員	建設緑政局長
委員	総務企画局長	委員	高津区長
委員	財政局長	委員	宮前区長
委員	市民文化局長	委員	教育長
委員	経済労働局長	委員	教育委員会事務局教育次長
委員	まちづくり局長		

(幹事会)

	所属・役職等		所属・役職等
幹事長	教育委員会事務局生涯学習部長	幹事	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	総務企画局公共施設総合調整室担当課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	財政局財政部財政課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	市民文化局市民文化振興室担当課長	幹事	教育委員会事務局教育政策室担当課長
幹事	経済労働局観光・地域活力推進部担当課長	幹事	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長
幹事	まちづくり局総務部企画課長		

(3) 委員会等の経過

[調査整備委員会]

- 第49回（令和7年度第1回） 令和7（2025）年7月7日（整備部会）
- 第50回（令和7年度第2回） 令和7（2025）年11月21日（整備部会）
- 第51回（令和7年度第3回） 令和7（2025）年11月22日（調査部会）
- 第52回（令和7年度第4回） 令和8（2026）年〇月〇日

[庁内検討委員会]

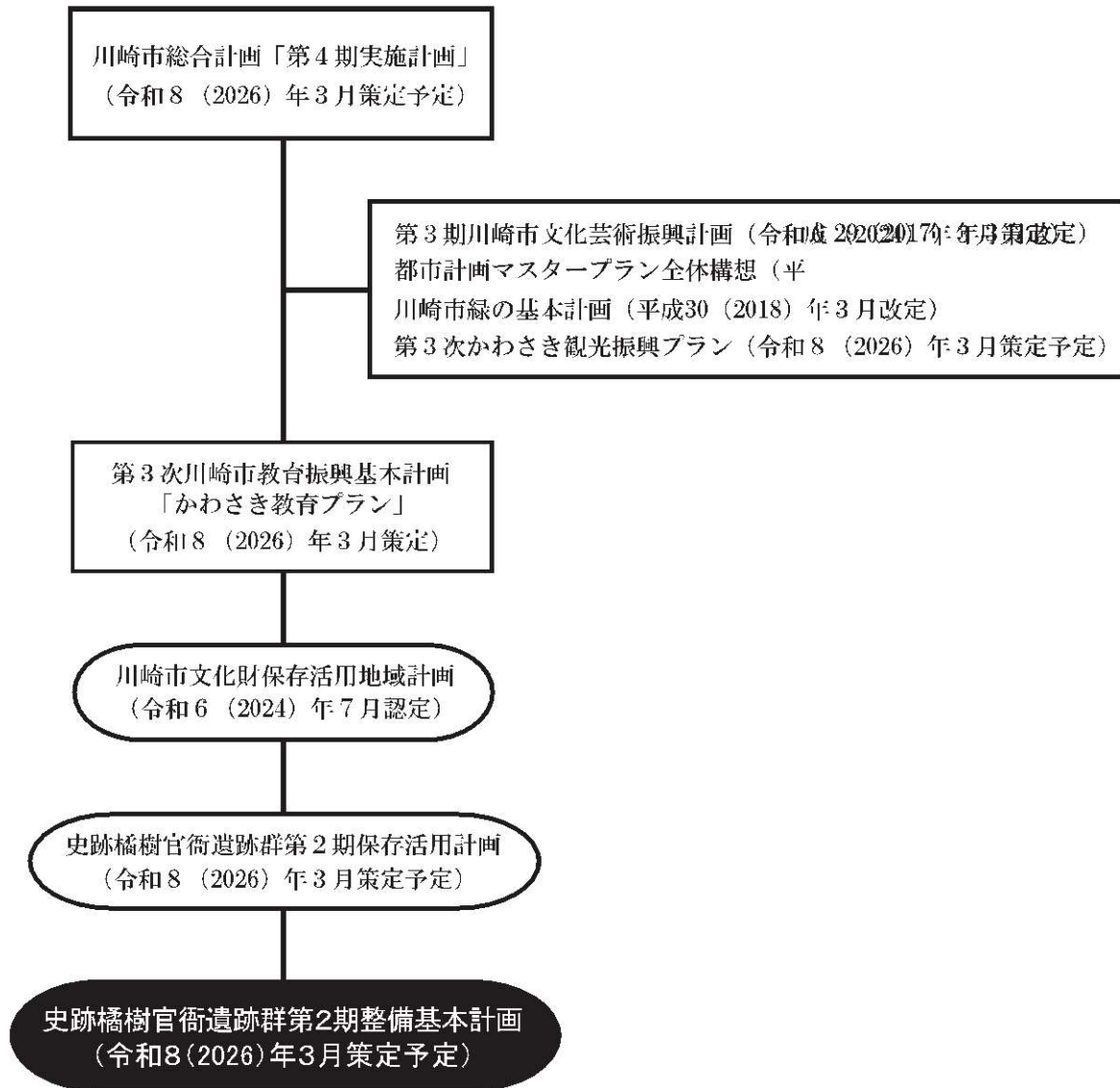
- 第1回 令和7（2025）年7月1日
- 第2回 令和7（2025）年10月14日

[幹事会]

- 第1回 令和7（2025）年6月5日
- 第2回 令和7（2025）年8月26日
- 第3回 令和7（2025）年9月19日
- 第4回 令和7（2025）年10月7日

第6節 上位関連計画と本計画との関係

川崎市では、本市の将来像を示す「川崎市総合計画」に基づき、「『成長』と『成熟』の調和による持続可能な『最幸のまち』」を目指した取組を進めている。また、「川崎市文化財保存活用地域計画」においても、各地域の歴史や文化・伝統の中で育まれた文化財等を「歴史文化資産」として捉え、本市のまちづくり・ひとづくりを進めていく上での重要な構成要素であるとしている。第4図は、第2期整備基本計画と川崎市上位関連計画の関係性を示したものである。



第4図 国史跡橋樹官衙遺跡群第2期整備基本計画と関連計画との関係

第2章 史跡を取りまく環境

第1節 自然的環境

(1) 地形・地質

川崎市は神奈川県北東部に位置し、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる市域を形成している。これは大正13（1924）年に川崎町、御幸村、大師町の合併で川崎市が誕生してから、多摩川に沿って、隣接する町村を市域に編入しながら拡大していったことによる。市域の地形は変化に富んだ多様な様相を呈し、北西部の多摩区・麻生区は、緑豊かな山林が比較的多く残る多摩丘陵に所在し、中原区・高津区・宮前区は緩やかな起伏の連なる多摩丘陵縁辺部と多摩川流域の低地が大部分を占め、南東部の川崎区・幸区は多摩川と鶴見川が形づくった沖積平野上に位置している。

多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が220mから120mへ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約50万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩Ⅰ（T1）面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高100mから80mほどの丘陵面をもつ地域で、多摩Ⅱ（T2）面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約25万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩Ⅱ面の東側の地域は、標高45mから30mの台地が広がっており、約13万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面（下末吉（S）面）で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年・北野川及び宮前区野川本町の地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橘樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約2.6kmの距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高40～42mで、平坦部の最長距離は東西が約650m、南北が伊勢山台で約250m、影向寺台で約350mを測る。また、北側の沖積低地との比高差は約30mで、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(2) 生き物

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年・北野川及び宮前区野川本町における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報（種数等）については、麻生区黒川や多摩区柘形が生田緑地等で、川崎市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査（河川水辺の国勢調査）、環境影響評価に伴う調査（主に陸上を対象）等が実施されている。これら生き物に係る調査結果等をもとに、生き物の種数を整理したものが第1表である（「生物多様性かわさき戦略（令和4（2022）年3月改定）」第1章、表1-1 [p.16] より引用）。